

中央公園における移動販売等出店者募集要項

令和7年1月

蒲郡市都市計画課

1 目的

中央公園において、桜の花見シーズンに合わせ移動販売車等による飲食物の提供を行うことで、公園利用者の満足度向上を図る。

2 出店を募集するもの

移動販売車等による飲食販売

3 出店期間および時間

令和7年3月21日（金）から令和7年4月6日（日）（予定）

午前11時から希望する時間まで（最長午後8時30分まで）

搬入は午前10時から可能です。搬出は午後9時までに完了してください。

4 出店場所

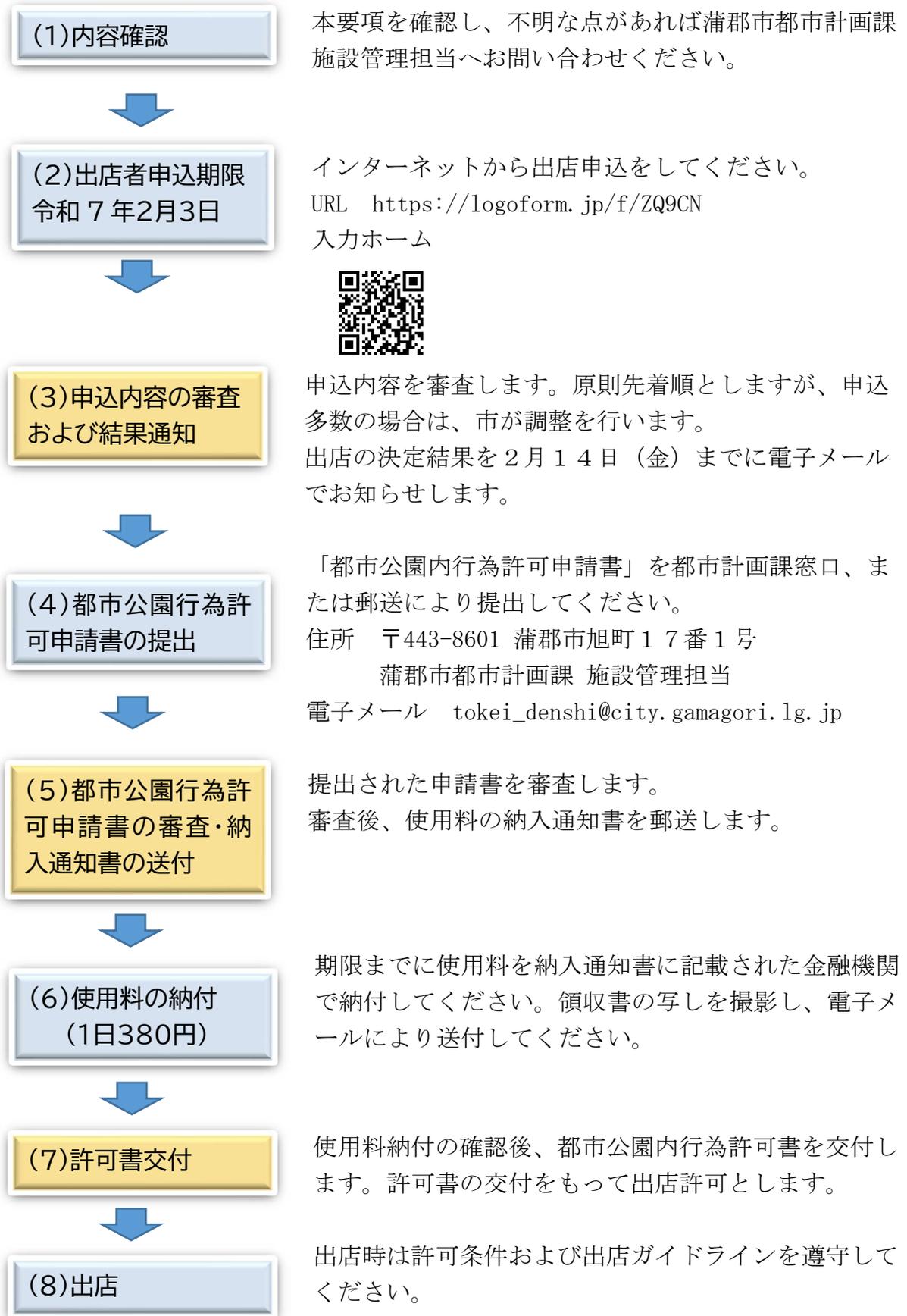
下図参照

最大10店舗（管理棟付近9店舗、仮駐車場隣1店舗）

※出店場所については、市が指定します。



5 申込みから出店までの流れ



6 使用料の返金

使用料の納付後に出店を辞退した場合、出店等資格が取り消された場合、天候などにより中止した場合においては、使用料を返金しません。

7 応募の要件および出店資格の取消し

(1) 応募の要件

次の要件をすべて満たすものに限る。

ア 保健所の食品営業許可を現に受けている者であること。または、必要な許可が出店前に得られること。その他関係法令の必要な許可を取得すること。

イ 「蒲郡市が行う事務又は事業からの暴力団排除に関する合意書」に基づく排除措置の対象となる者でないこと。

ウ 破産法に基づき破産手続き開始の申し立てがなされた者、会社更生法に基づき更生手続き開始の申し立てがなされた者、民事再生法に基づき再生手続き開始の申し立てがなされた者、または、これに類似する倒産手続きの申し立てがなされた者でないこと。

エ 市県民税等の滞納がないこと。

(2) 出店等資格の取消し

次のいずれかの要件に該当した場合は、資格を取消します。

ア 申込みの内容に虚偽の記載があった場合。

イ 公園の利用に影響を与える行為があった場合。

ウ 社会通念上不適当なもの、違法なものを販売しようとした場合。

エ 市が適切でない行為と判断した場合。

オ 市の求めに応じない場合。

8 出店及び公園内での注意事項

(1) 出店に関する注意事項

ア 移動販売車、テントの破損等については出店者の責任とし、電力、調理用水、排水処理は出店者が用意・対応すること。

イ 出店場所①から⑨は、車両重量3.5トン未満の移動販売車、テントの出店とする。

出店場所⑩は、車両重量3.5トン以上の移動販売車のみとする。

ウ 出店者は、ごみ箱を移動販売車直近の分かりやすい位置に必ず設置すること。他店のものが廃棄されていても持ち帰り処理をすること。

エ 他者に出店の権利を譲渡しないこと。譲渡された出店権利は無効とする。

オ 関係法令の必要な許可を取得すること。

カ 周辺環境に配慮すること。

キ 公園利用者の通行の妨げにならないようにすること。

ク 搬入搬出については出店者各自の責任において行い、特に安全に注意すること。

(2) 公園内での注意事項

- ア 看板、張り紙やのぼりは、指定された出店場所のみ設置可能とする。
- イ 車両の進入場所は、市の指示に従うこと。
- ウ 公園の施設や植栽を破損した場合、公園利用者との事故が発生した場合は速やかに都市計画課へ連絡すること。なお、破損した施設の復旧費用は出店者が負担すること。
- エ 営業に関する問い合わせ、苦情、トラブルについては、出店者が対応すること。また、対応内容を市へ報告すること。
- オ 出店終了後、出店が取り消された場合は、速やかに原状回復をすること。ただし、市が承認した場合はこの限りではない。
- カ 市が指定する期日までに原状回復の義務を履行しないときは、市が原状回復のための処置を行い、その費用の支払いを出店者に請求する。
- キ 火気を使用した加熱調理を行う場合は、必ず業務用消火器を設置すること
- ク 「露店等の開設届出書」は市が消防本部へ提出する。

9 その他

- (1) 出店者アンケートに協力をお願いします。
- (2) 出店の周知に係る取り組みをお願いします。
- (3) 店舗利用者のアンケート実施に協力をお願いします。

10 問合せ先

蒲郡市 都市開発部 都市計画課 施設管理担当

電話番号 (0533) 66 - 1141 (直通)

電子メール tokei_denshi@city.gamagori.lg.jp

※お問い合わせは、平日 午前8時30分から午後5時15分まで